

# 特定非営利活動法人多摩都市構想研究会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人多摩都市構想研究会（略称「多摩構研」）という。また英文名を、The Association of Tama Regional Vision（略称：ATRV）という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、東京都立川市柴崎町二丁目 3 番地 1 7 号第一東洋ビルに事務所を置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、多摩地域の人、自然と産業の総合的かつ自立的な発展のため、課題と対応を明らかにし、そのための様々な活動を展開することによって、多摩地域の活力の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 保健医療又は福祉の推進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 多摩振興等に係る調査・研究及び提言
- (2) 多摩振興等に係る調査研究成果の発信、講演会の開催、情報・研究誌等の発刊
- (3) 多摩振興等に係る関連団体・企業・大学・自治体等のネットワークの形成と交流
- (4) その他、当会の目的を達成するために必要な活動

## 第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同してこの法人の行う活動を支援する個人及び法人

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会を希望する者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、拒否すべき正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次に定める各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長に退会届けを提出することによって任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上13人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。
- 3 この法人に専務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選出する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選とする。
- 3 専務理事は会長が指名する。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を統括する。

- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反又は役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会が与えられなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総人数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第18条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者の中から理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じるとともに、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、社員以外の顧問は議決権を有しない。
- 4 相談役は任期を定めて会長が選任し、会長の諮問に応じる。
- 5 顧問及び相談役の報酬等は役員に準じる。

## 第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条5項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数及び議決)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については、総会に出

席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項、議事の経過の概要及び表決の結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長及び議決)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長は、副会長又は理事を議長に指名することができる。
- 3 理事会の議決は出席した理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事会に出席できない理事は、書面等をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 5 前項により表決した理事は理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第33条 会長は、理事会が開催されたときには、総会に準じた議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 34 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、会長又は会長が指名する者が管理し、その方法は総会の議決に基づいて会長が定める。

## 第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 36 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に定める原則に従って行なわなければならない。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 39 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

- 2 前項で、総会の議決を経るとまがない場合は、会長は理事会の議決を経て決定することができるが、この決定については次回の総会に報告して承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じたときは次の事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章 定 款 の 変 更、解 散 及 び 合 併

(定款の変更)

第 41 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以

上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 この法人に、法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第46条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長が定める。

## 第9章 雑則

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	古川 勇二
副会長	田村 紀之
副会長	渋井 信和
理事	菊地 輝雄
理事	堀 伸夫
理事	飯田 哲郎
理事	加藤 昌宏
理事	岡田 義之
監事	平野 正利
監事	林 ひろ子
- 3 法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

但し、設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員 個人	10,000 円
法人	50,000 円
賛助会員 個人・法人	一口 10,000 円

また、平成 28 年度会費については、特定非営利活動法人設立時以前の平成 28 年度中に任意団体である多摩都市構想研究会に納入した会費を以て、当法人の 28 年度分の会費納入とみなす。

これは当法人の定款である。  
東京都立川市柴崎町二丁目 3 番地 17 号第一東洋ビル  
特定非営利活動法人多摩都市構想研究会  
理 事 古川 勇二